平成２９年（フ）第２３号
石川県白山市村井町1633番地３、従前の住所金沢市上荒屋２丁目39番地１
破産者　上田恵美子
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
長野県千曲市大字八幡4996番地９
破産者　小野　義勝
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１７４６号
愛知県知立市山屋敷町富士塚３番地１　レオパレスサントエール富士塚202号、開始決定時の住所名古屋市天白区平針南２丁目103番地平針住宅１街区Ｄ棟701号
破産者　澤野心一朗
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
名古屋市港区惟信町４丁目46番地　Ｋウィステリア Ⅱ　201号、開始決定時の住所名古屋市港区本宮町２丁目２番地の５
破産者　筒井　広幸
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１号
滋賀県湖南市下田4172番地４（105号）、前住所岡山県倉敷市水江1286番地11
破産者　藤原　零士
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２号
滋賀県栗東市大橋５丁目３番18号、事務所所在地滋賀県栗東市小柿７丁目８－８　草津帝産スクエア内
破産者　八喜肉響こと　村井　茂雄
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４４号
神戸市北区緑町７丁目９番６号
破産者　河邊　美博
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４号
神戸市灘区大内通６丁目１番19号　サニーハイツ王子103
破産者　ＯＨＳＡＲＩこと　日野　　博
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７号
兵庫県西宮市満池谷町７番14―102号
破産者　出光　丈弘
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０３号
神戸市中央区北野町４丁目７番３号　パラシオトクエイ４Ｆイースト、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番174―205号
破産者　安西　賢次
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８９号
神戸市垂水区福田３丁目２番14―406号
破産者　山本　大介
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３５号
神戸市須磨区離宮前町１丁目２番25号
破産者　山口　泰正
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３６号
神戸市須磨区離宮前町１丁目２番25号
破産者　山口　圭子
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３４号
広島市佐伯区藤の木４丁目19番11号
破産者　西林　敏文
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６号
長崎県長崎市西海町1765番地393
破産者　福島　幸樹
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
北海道白老郡白老町字竹浦201番地120、前住所北海道白老郡白老町字虎杖浜76番地９
破産者　本間　メリ
１　決定年月日　平成29年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
北海道旭川市北門町22丁目2169番地の160
破産者　高橋　順一
１　決定年月日　平成29年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９７号
（開始決定時の住所）北海道枝幸郡浜頓別町智福１丁目９番地
破産者　細田　正人
１　決定年月日　平成29年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部